

2025(令和7)年3月6日

お魚通販. com株式会社 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

E-mail nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本 誠



申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会では一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約につき、消費者の権利擁護の観点から、広告表示、勧誘方法及び契約条項等についての検討を行っております。

貴社の運営するアマギフトにおいて使用する約款について、当会から貴社に対し、「お問合せ」したところ、令和6年11月3日に回答をいただきました。

当会で回答を検討した結果、貴社に対して下記のとおり、申入れさせていただきますので、貴社のご対応を、2025年3月27日までに書面にて当会まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、本申入書及び貴社からのご回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

- 1 利用規約中第19条第4項ないし第6項は、いずれもなんらの限定もなく、「一切責任を負いません。」という規定を削除し、適切な条項に修正してください。
- 2 利用規約中第20条第5項、なお書きを削除ないし適切な条項に修正してください。

第2 申入れの理由

1 申入れの趣旨第1項について

貴社利用規約第19条第4項ないし第6項は、いずれもなんらの限定もなく、「一切責任を負いません。」と規定しています。これは、文言上は、事業者の債務不履行責任、不法行為責任、契約不適合責任の全部免責を意味するものであり、消費者契約第8条第1項第1号及び第3号に違反します。

貴社は、昨年11月3日付けの回答において、「債務不履行責任や不法行為責任を構成するような場合に責任を負うことを否定する趣旨ではありません。」と回答されていますが、一般の消費者が前記条項をそのような意味に理解することはできません。

消費者契約法第3条は、消費者契約の条項について平易且つ疑義のない程度に明確に規定することを求めていること、最高裁判例も、その趣旨から、条項が二義的であり、その適用範囲が明確でない場合には、不当条項に該当すると判示していることから、前記第19条第4項ないし第6項は、不当条項に該当し、無効と解されます。

2 申入れの趣旨第2項について

貴社利用規約中第20条第5項は、損害賠償義務について、無制限にその上限を設けているところ、故意又は重大な過失がある場合の責任に制限を設けることは消費者契約法第8条第1項第2号及び第3号に違反します。

貴社は、昨年11月3日付けの回答において、「民法上の賠償責任を負う場合において、相当の範囲の責任を負うことを否定する趣旨ではありません。」と一般の消費者が前記条項をそのような意味に理解することはできません。

消費者契約法第3条は、消費者契約の条項について平易且つ疑義のない程度に明確に規定することを求めていること、最高裁判例も、その趣旨から、条項が二義的であり、その適用範囲が明確でない場合には、不当条項に該当すると判示していることから、前記第20条第5項は、不当条項に該当し、無効と解されます。

以 上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444